

新たな一歩をともに

霧島市役所職員募集

採用予定日＝令和8年4月1日

霧島市
市制施行20周年

区 分		対 象	学 歴 ・ 条 件	1次試験などの内容	採用予定	
1	一般事務A	平成7年4月2日～平成18年4月1日生 (20歳～30歳)	短大卒業程度(見込み・既卒)以上	教養試験【高卒程度】 ※土木技師は専門試験 (高卒程度)あり。	10人程度	
2	土木技師A				若干名	
3	一般事務B	平成7年4月2日～平成20年4月1日生 (18歳～30歳)	高校卒業程度(見込み・既卒)以上 ※一般事務Aを受験した人以外。		10人程度	
4	土木技師B		高校卒業程度(見込み・既卒)以上 ※土木技師Aを受験した人以外。		若干名	
5	一般事務 障がい者枠	平成7年4月2日～平成20年4月1日生 (18歳～30歳)	・高校卒業程度(見込み・既卒)以上 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている人		若干名	
6	一般事務 ふるさと創生枠	平成20年4月1日以前に生まれた人 (高校3年生)	市内中学校を卒業し、県内高校に在学中で、令和7年度 に卒業見込みであること		若干名	
7	一般事務 ふるさと創生社会人枠	昭和60年4月2日～平成7年4月1日生 (31歳～40歳)	・学歴不問 ・平成30年4月から令和7年3月の間に、民間企業など で5年以上勤務経験がある人	書類選考後 職務能力試験※1 【高卒程度】	3人程度	
8	土木技師 民間企業等経験者枠(前期)	昭和60年4月2日以降に生まれた人 (40歳まで)	平成30年4月から令和7年3月の間に、民間企業などで 5年以上勤務経験がある人 ※後期は前期を受験した人以外。	教養試験【高卒程度】 専門試験【高卒程度】 該当する資格取得者は 1次試験免除※2	適 性 検 査	若干名
9	土木技師 民間企業等経験者枠(後期)					若干名
10	建築技師	平成2年4月2日～平成20年4月1日生 (18歳～35歳)	高校卒業程度(見込み・既卒)以上			若干名
11	保 健 師	昭和60年4月2日以降に生まれた人 (40歳まで)	保健師免許取得者(見込み含む)	専門試験	若干名	
12	消防吏員 一般	平成8年4月2日～平成20年4月1日生 (18歳～29歳)	・高校卒業程度(見込み・既卒)以上 ・裸眼か矯正視力が両眼で0.7以上かつ一眼がそれぞれ 0.3以上で色覚に職務執行上、重大な支障がないこと ・聴力が左右正常であること ・採用後、霧島市に居住すること ※区分13・14の該当者以外。	教養試験【高卒程度】	若干名	
13	消防吏員 (消防職経験者)	平成8年4月2日～平成18年4月1日生 (20歳～29歳)	消防吏員一般の条件を全て満たし、次に該当する人 ・令和7年4月1日現在で消防吏員として2年以上の勤 務経験があり、懲戒処分を受けていないこと		若干名	
14	消防吏員 (救急救命士)		消防吏員一般の条件を全て満たし、救急救命士の資格を 有する者(令和8年9月30日までに取得予定の者を含む) ※区分13の該当者以外。		若干名	

※1 公務員試験に向けた準備が不要で、民間企業志望者も受験しやすい試験です。 ※2 土木技師は、土木施工管理技士(1級か2級)、技術士、RCCMのいずれか。建築技師は、建築士(1級か2級)。

■試験日時・会場・受付期間

試験区分	試験日時	試験会場	申込書受付期間
1、2、8(8の資格未取得者)	7月13日(日) 午前9時から	国分シビックセンター	5月19日(月)～6月6日(金)
8(資格取得者)	8月下旬		
3～7、9・10(9・10の資格未取得者)	9月21日(日) 午前9時から		6月27日(金)～7月25日(金)
9・10(資格取得者)	11月中旬		
11	9月21日(日) 午後0時25分から	霧島市消防局	7月7日(月)～8月8日(金)
12～14	9月21日(日) 午前9時から		

試験案内と
受験申込書の入手方法

消防吏員は消防局総務課、市内各消防署・分遣所で、それ以外の区分は国分シビックセンター総合案内、総務課、隼人市民サービスセンター
隼人地域振興課、各総合支所地域振興課で受け取ってください。市ホームページからダウンロード、郵送請求もできます。郵送請求は返信用封筒(長形3号封筒・120[㍉]×235[㍉]、110円切手貼付、宛先明記)を同封の上、各申し込み先まで請求してください。



問・申＝霧島市役所総務課人事研修グループ ☎(64)0738 〒899-4394 国分中央3-45-1
【消防吏員】消防局総務課総務企画係 ☎(64)0431 〒899-4332 国分中央3-41-5

市ホームページでも確認できます↑
霧島市 採用試験 検索